

4月7日(火)の御説明の際にいただいた御質問について、下記のとおり回答いたします。

① 電力広域機関の貸付け業務と財源について

電力広域機関の貸付け業務のスキームについては、別添の通りとすることを想定しています。

また、電気事業法の改正前後における電力広域機関の貸付けの業務とその直接の財源の関係を、以下のとおり補足いたします。

	値差収益	補助金	財政投融资
改正前	A	—	—
改正後	—	A、B (※)	A、B、C

A：地域間送電線の整備への貸付けの業務

B：地域内送電線の整備への貸付けの業務

C：大規模電源の整備への貸付けの業務

※ 補助金について、具体的には、地域間・地域内送電線の整備のうち特にリスクの高いものへの貸付けの業務の財源に充てることを想定しています。

ただし、今後、人件費等の制度運営経費について補助を行う可能性も想定し、法律上は、改正後の電気事業法第28条の56の2に規定する各業務の財源に充てることのできる条文としています。

② SMRについて

次世代革新炉開発ロードマップ抜粋版（総合資源エネルギー調査会原子力小委員会革新炉ワーキンググループ）において、2040年代の運転開始を見込んでおります。